

政令第 号

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第一条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の六第四項及び第二十七条の七第四項中「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律」を「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」に改める。

（中小企業等協同組合法施行令の一部改正）

第二条 中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第三号中「」、旅行業者代理業」の下に「（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び

滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第十二条第一項前段に規定する観光圏内限定旅行者代理業を除く。以下この号において同じ。）を加える。

（中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部改正）

第三条 中小企業団体の組織に関する法律施行令（昭和三十三年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十号中「旅行業者代理業」の下に「（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第十二条第一項前段に規定する観光圏内限定旅行者代理業を除く。別表第二第二十号において同じ。）」を加える。

別表第三第五号中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

別表第四第四号中「第十条第二項」を「第十一条第二項」に改める。

（登録免許税法施行令の一部改正）

第四条 登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第四百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の見出し中「旅行業」の下に「又は旅行業者代理業」を加え、同条中「規定による」の下に

「旅行業の」を加え、同条に次の一項を加える。

- 2 法別表第一第四百二十二号(二)に規定する政令で定めるものは、旅行業法第三条の規定による旅行業者代理業の登録で、旅行業法施行令第五条第一項の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るもの以外のものとする。

第三十条中「第四百二十二号」を「第四百二十二号の二」に改める。

(旅行業法施行令の一部改正)

第五条 旅行業法施行令(昭和四十六年政令第三百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「及び旅行業者代理業」の下に「(観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(平成二十年法律第三十九号)第十二条第一項前段に規定する観光圏内限定旅行業者代理業を除く。以下この項において同じ。)」を加える。

(労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第八条から第十二条までに規定する厚生労働大臣の権限の一部の委任等に関する政令の一部改正)

第六条 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第八条から第十二条までに規定する厚生労働大臣の権

限の一部の委任等に関する政令（平成四年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号ホ中「旅行業者代理業」の下に「（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第十二条第一項前段に規定する観光圏内限定旅行業者代理業を除く。）」を加える。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第七条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

四百二十 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）

（外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律施行令の一部改正）

第八条 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律施行令（平成十八年政令第八十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行令

第一条第一項中「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律」を「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」に、「第二十八条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条第三項第四号口中「第二十九条第二項」を「第十七条第二項」に改める。

第五条第二項第一号中「第二十九条第二項」を「第十七条第二項」に、「第三十一条」を「第十九条」に、「第三十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同項第二号中「第三十条」を「第十八条」に、「第三十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同項第三号中「第三十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

第六条第一項中「第二十八条第一項」を「第十六条第一項」に、「第二十九条第一項」を「第十七条第一項」に、「第三十条」を「第十八条」に、「第三十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正

）  
第九条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第七十六条（見出しを含む。）中「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律施行令」を「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行令」に改める。

#### 附 則

この政令は、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律の施行の日（平成二十年七月二十三日）から施行する。

## 理由

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律の施行に伴い、都道府県知事が行うこととされた旅行業者代理業の登録等に関する国土交通大臣の権限に属する事務から観光圏内限定旅行業者代理業に関するものを除く等所要の規定を整備する必要があるからである。